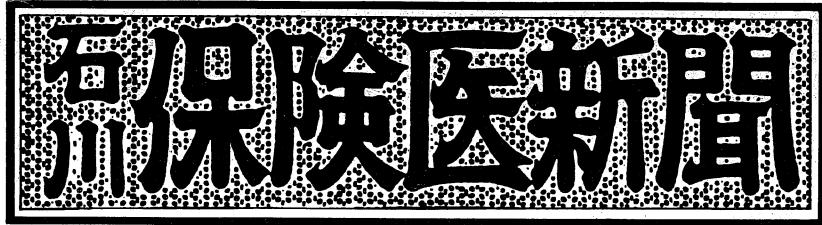


発行所  
**石川県保険医協会**  
 〒920-0902 金沢市尾張町1丁目9番11号  
 尾張町レジデンス2F  
 電話 (076) 222-5373 番  
 FAX (076) 231-5156 番  
 発行人 高松弘明  
 印刷所 ソノダ印刷株式会社  
 購読料 1年間 5,000円(〒共)  
 (\*本紙の購読料は会費に含まれます)



**医療政策アンケート**

**石川県知事選挙  
 両候補者から回答寄せられる**

(会員内配布)

**アンケート依頼文**

**医療政策アンケートのお願い**

春寒の候、貴職にはご健勝にてご活躍のことと存じます。

さて、石川県知事選挙が間近かに迫りました。私たち保険医協会は、第一線医療を担当する医科・歯科保険医の団体（医科632人、歯科240人）ですが、このたびの県知事選挙は石川県の保健・医療・福祉行政のあり方に多大な影響を及ぼすものと大きな関心を持っております。そのため当会では、このたびの選挙にあたり、立候補を表明されている皆さんに別紙の「医療政策に関するアンケート」をお願いすることにしました。

このように候補者に政策を聞く活動は、保険医の要望事項を各政党、候補者に理解を求め、国政や地方政治に反映させるためであり、また投票にあたって役立つよう各政党、候補者の政策や実績を紹介するためであります。

大変お忙しい時期とは存じますが、私たちの趣旨をお汲み取りいただき、ぜひともご回答下さいますようお願い申し上げます。

アンケートに関する回答内容は、『石川保険医新聞』号外に掲載して、当会会員に送付することにしてあります。その際には候補者の顔写真も掲載したいと考えていますので、ご了解をお願いいたします。

なお、準備の都合からご回答の期限は2月20日(金)とさせていただきます。短期間のお願いで恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○質問内容に関するお問い合わせや資料などのご請求は下記までご連絡下さい。

**石川県保険医協会**

〒920-0902 金沢市尾張町1丁目9番11号  
 電話 076-222-5373  
 Fax 076-231-5156

石川県知事選挙が二月二十六日に告示され、三月十五日に投票日を迎えます。  
 石川県保険医協会では、会員諸先生の選挙に対する判断材料の一助となるよう、各立候補者に「医療政策に関するアンケート」を実施しました。  
 その結果、両立候補者から回答が寄せられましたので、その全回答を二面に発表いたします。

■アンケート依頼：二月七日

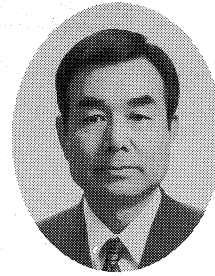
**アンケート回答は2面に掲載**

# 石川県知事選挙 立候補者からの医療政策アンケート回答

候補者  
(左から届け出順)



谷本正憲候補



清水 巍候補

## 質問事項

(1) 医療保険「抜本改革」に反対し、医療・社会保障制度の充実を図ること。  
 政府・与党3党が検討している医療保険制度の「抜本改革」は、高齢者医療保険制度の創設、薬剤費の保険給付制限、診療報酬の定額制の大幅拡大など一層の患者負担をもたらすものです。この改革案に対しては昨年10月、石川県議会でも全会一致で「医療保険制度の改革に関する意見書」を採択し、政府に再検討を求める意見書を提出しています。国の社会保障後退の政策に対抗し、住民の健康と福祉を守る（地方自治法第2条）ために、今回の医療保険「抜本改革」に対する貴職の見解をお尋ねします。

医療保険制度については、21世紀の少子高齢社会を見据えて、引き続き国民皆保険制度を維持し、国民の皆様方がいつでもどこでも安心して質の高い医療サービスを受けられる仕組みにしていくための抜本的な見直しが進められていると承知しています。  
 改革にあたっては、医療・社会保障制度の安定的運営とその充実のため国会等で十分議論を尽くしていただきたいと思っています。

今回の医療保険「抜本改革」はいつそうの患者負担をもたらすもので、許されません。さらに医療経営にも深刻な影響をもたらすものです。  
 大型公共事業などにメスを入れ、医療・福祉を充実させる必要があります。

(2) 石川県の医療費助成制度（単独事業）の改善、充実を図ること。  
 ●乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げと現物給付にすること。  
 ●心身障害者（児）医療費助成制度の対象要件を緩和・拡大すること。  
 ●ひとり親家庭療養見舞金制度を改め、医療費助成制度を新設すること。  
 ●入院療養看護金制度を改め、入院給食費助成制度を新設すること。  
 以上の改善要望項目に対する貴職の見解をお尋ねします。  
 (参考＝石川県保険医協会発行「福祉マップ」第4章 医療費の助成制度)

今後の医療費助成制度のありかたについては、現在、国で検討されている医療保険制度の抜本的見直しの動向を十分見極めたいと考えています。  
 なお、乳幼児医療費助成は従来よりその対象を拡大してきており、平成9年4月からは3歳児の入院費の助成を新たに追加したところです。

4項ともに賛成です。  
 乳幼児医療費助成は就学前までとし、現物給付とする必要があります。心身障害者（児）医療費助成は3級・4級まで拡大することが必要だと考えます。ひとり親家庭療養見舞金制度を早期に実現し、医療費全額を助成する制度が求められています。入院療養看護金制度を改め、入院給食費助成制度にすることが望ましいと思います。さらに対象になる人を拡大し、現物給付にすることが必要だと考えます。実現のためにとものにがんばりましょう。

(3) 介護保険制度の確立のため抜本的施策を進めること。  
 国の財政責任をより明確にした介護サービスの基盤整備、要介護認定の公平・公正化、低所得者への措置制度（単独事業）など抜本的施策を進めることが課題になっています。介護保険制度施行にむけて貴職の見解をお尋ねします。  
 (参考＝東京保険医協会発行「介護保険制度のポイント」)

平成12年から施行される介護保険制度の導入により、今後、一層の介護サービスに対する需要の増加が見込まれますが、できる限り本人の希望に応じた在宅・施設サービスを提供するための介護サービス基盤の充実と、公正・公平な要介護認定に向けた人材養成が特に重要と考えています。  
 介護サービスの基盤整備については、地域の事情に応じ、サテライト方式や要件を緩和した在宅サービスの提供方式など色々と工夫しながら市町村と一体となって進めているところです。また、的確な要介護認定のために、その調査の中核となる質の高い介護支援専門員の養成に向けても取り組んでいるところです。

現在の制度は保険あって介護なしです。必要とするすべての人が施設でも在宅でも24時間介護を受けられるようにすることが大切です。ホームヘルパーの大幅増員など介護サービスの基盤を整備することが必要で、国の財政責任を明確にし県・自治体が責任を持って介護保険制度を改善する必要があります。  
 さらに、運営にあたっては公正・公平が貫かれるシステムが必要です。低所得者への措置制度も必要で負担を軽減することが大切です。ともに抜本的に改革されるようにがんばりましょう。

(4) 原発推進政策を改め、原発事故時の緊急時対策を抜本的に改善すること。  
 志賀原発1号機は、1993年7月の営業開始以来、3度も重大な事故を起こしており、原発の危険性に対する県民の不安が高まっています。原発事故の危険性から県民のいのちと健康を守るため、能登半島での志賀2号機や珠洲原発などこれ以上の原発推進政策を改めるとともに、福井県武生市などが実施しているようにヨウ素剤の分配配備など原発事故の際の緊急時対策を抜本的に改善する必要があると考えています。貴職の見解をお尋ねします。

原子力発電所の緊急時医療対策については、石川県地域防災計画（原子力防災計画編）に基づいて実施要領を制定し、緊急時の体制の整備、医療措置の内容、方法等を詳細に定めています。この要領の実効性を高めるため、これまで、原子力防災訓練の一環として緊急時医療措置訓練や医療従事者の研修等を実施するとともに、併せて、こうした機会を通じて運用面で遺漏のないよう絶えず検証も行っており、今後とも、原子力発電所周辺地域の安全対策に万全を期してまいります。

全面的に賛成します。  
 今回の志賀原発の事故の原因は工事がずさんで、北電も業者にまかせっきりのとんでもないものです。早急に第三者機関による総点検を行い安全性を確認する必要があります。安全性が保証されない場合は永久停止・廃炉にするべきです。  
 県の責任は重大で、北電いいなりの原発ごり押しは許せません。  
 志賀原発2号機、珠洲原発計画に反対します。さらに志賀1号機のプルトニウム利用に反対します。  
 「石川県原子力防災計画」は事故のさいには役に立たないもので、抜本的に見直し、実効性のあるものにする必要があります。対象地域を県全域に広めること、異常事態の発生を、ただちに住民に知らせること、ヨウ素剤を事故発生後1時間以内に服用できるように配備することが必要です。